

日本競輪学校第117回生徒特別選抜入学試験募集要項（抜粋）

日本競輪学校では、次のいずれかに該当する者を対象として、特別選抜入学試験を実施しています。

- ア. オリンピック大会に出場して、本財団が特に認めた成績を収めた者。
- イ. 世界選手権競技大会に出場して、第1位から第8位の成績を収めた者。
また、自転車競技以外の競技については、本財団が認めた大会であること。
- ウ. ワールドカップ大会あるいはそれに類する大会に出場して、第1位から第3位の成績を収めた者。
また、自転車競技以外の競技については、本財団が認めた大会であること。
- エ. センター参加者。
※上記ア～エについて、競技成績の対象となる期間は、2015年（平成27年）4月以降とする。

応募資格

次の(1)～(4)号に該当する者とする。

- (1) 日本国内に居住する男子であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、大学（短期大学を含む）若しくは高等専門学校の内いずれかを卒業した者、又は2019年（平成31年）3月31日までに卒業する見込みの者、若しくは、これと同程度の学力を有する者であること。
- (3) 年齢は、平成31年4月1日現在満17才以上であること。
- (4) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア. 競輪選手として登録された者（消除者を含む）。
 - イ. 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者。
 - ウ. 自転車競技法、小型自動車競走法、競馬法、日本中央競馬会法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者。
 - エ. 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
 - オ. 反社会的勢力との関係が疑われる者。
 - カ. 日本競輪学校に在籍中または在籍したことがある者で、日本競輪学校校則第18条に定める在籍期間（*1）相当の期間を経過した後、1年を経過しない者。ただし、前述の期間を経過した者であっても、日本競輪学校に在籍中、懲戒により退学を命ぜられた者は受験を認めない。
 - キ. その他上記に準ずる事実がある者。
 - ク. 規定により明らかに試験に合格しないと思われる者。

*1 日本競輪学校校則第18条

本校は、生徒の在籍期間について、最初に入学を許可され在籍する回のほか、次回又は次々回までとする。